

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額 × $\frac{0.21}{100}$

初期利子支払期の 6 カ月前の日から発行日までの日数

୧୮

(二) 平成二十五年二月十五日以

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額

十七 中途換金

中途換の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
）第二十一条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の
受益者を含む。）が、死亡した
ときにはその相続人が、又はそ
の居住する市町村（特別区を含
み、地方自治法（昭和二十二年
法律第六十七号）第二百五十二
条の十九第一項の指定都市にあ
つては、当該市又は当該市の区
とす）。当該市区域において、災
害救助法（昭和二十二年法律第
一〇〇号）第二百五十二条の九
第一項の規定による取扱いのほ
か、個人

百十八号)による救助の行わる災害が発生し、当該災害にかかる災害が発生したときには、当該個人向け国債の中途換金を請求する人十人向けることができるものとし、そその買取金額は、次の区分に応じ、算式により算出した。

(一) 金額ととする。算式により算出した。

から平成二十四年二月十五日から平成二十四年八月十五日前まで

までの場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{8.0}{100}$) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) の場合
合計金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

までの場合
額面金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{8.0}{100}$) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

日本銀行